

家電リサイクル法に伴う
一般廃棄物処理業
許可申請等の手引き



TOKOROZAWA

所沢市環境クリーン部

目 次

1. 一般廃棄物処理業を行うにあたっての留意事項	1
はじめに	
許可業者の厳守事項	
許可後の諸手続き	
2. 許可申請手続き	5
【1】業の区分	
【2】許可手続きの区分	
【3】申請書類	
【4】申請手数料	
3. 罰則等	7
4. その他	9
TMS関係	
様式集	10
記入例	24

1. 一般廃棄物処理業を行うにあたっての留意事項

【はじめに】

一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、その業を行うにあたり一般廃棄物を排出する事業者による処理（自己処理）を補完する責任のある処理の主体として、その果たすべき役割の重要性を認識し、特に次の各事項について留意してください。

1. 関係法令の厳守

関係法令を厳守するとともに、その業務を自らの責任において適正に行ってください。

関係法令の解釈について疑義が生じたときは、遅滞なく市と協議して必要な措置を講じてください。

2. 取り扱う一般廃棄物の制限等について

収集・運搬業にあつては、許可証に明記され、かつ一般廃棄物の持込み先で処理できる物以外は扱えません。今回の許可については、廃家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）のみを扱うものとし、運搬先については、所沢市内にある指定引取場所のみとします。なお、収集については、搬出自治体内とします。

3. 一般廃棄物の処理及び保管の基準

一般廃棄物の収集・運搬及び処分にあつては、生活環境保全上支障のないように行ってください。

運搬車両、運搬容器等は、一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭のないように十分な管理をしてください。

【許可業者の厳守事項】

4. 許可証の取扱い

一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、許可証の扱いに注意してください。

許可証は市に返納するため、譲渡又は貸与をすることがないようにしてください。許可証の返納については、

「有効期間が満了したとき」「廃業したとき」「合併したとき」「解散したとき」あるいは、「業の許可を取消されたとき」で、その日から7日以内に返納してください。

5. 使用車両について

使用車両として届け出した車両以外は、所沢市内で使用してはいけません。車両の変更が生じたときは、「9. 変更の手続き」を参照の上、市長に届け出てください。

6. 再委託の禁止

一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、事業者から委託を受けた収集・運搬又は処分を他人に委託してはなりません。(法第7条第14項)

7. 帳簿の記帳義務及び記録の保存

一般廃棄物の処理業の許可を受けた者は、帳簿を記帳し5年間保存しなければなりません。(法第7条第15項、同条第16項)

※説明…一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、一般廃棄物処理業に関する帳簿(様式は自由)を備え、取扱う一般廃棄物の種類毎に、処理に関する下記の事項に応じて、記帳することが義務付けられています。帳簿は、毎月分をその月の月末までに、一日単位で記載を終了して、一年毎に閉鎖して、その後5年間保存しなければなりません。

区 分	記 載 内 容
収集・運搬業	1. 収集又は運搬年月日 2. 収集区域又は受入先 3. 運搬方法及び運搬先毎の運搬量

8. 報告の責務

- (1) 一般廃棄物処理業者は、その業に係る一般廃棄物の保管、収集、運搬に関し、市長の定めるところにより報告しなければなりません。
なお、報告書が特別な理由がなく報告されない場合には、市からの請求がありますので、速やかに報告書を提出してください。
- (2) 一般廃棄物処理業者は、廃棄物の処理状況について一般廃棄物処理状況報告書(様式第25号)により、その月の分を翌月10日までに市長に報告してください。

【許可後の諸手続き】

9. 申請事項の変更手続き(変更許可に係らないもの)

許可取得後申請内容に変更が生じた場合には、**様式第18号「許可申請事項変更**

届」に必要書類を添えて、当該変更のあった日から10日以内に届け出てください。
 なお、書類は資源循環推進課にあります。

《許可事項の変更一覧表》

届出事項	添付書類
主たる事務所の所在地(住所)の変更	◎商業登記事項証明書原本(1通)※個人の場合は、住民票の写し原本 ◎付近の案内図 ◎住居表示の変更の場合は、その証明書 ◎許可証
代表者の変更	◎一般廃棄物処理業申告書(様式第7号) ◎商業登記事項証明書原本(1通) ◎住民票 ◎許可証
役員の変更(代表者以外)	◎一般廃棄物処理業申告書(様式第7号):該当者の分のみ ◎商業登記事項証明書原本(1通) ◎住民票
社名の変更	◎商業登記事項証明書原本(1通) ◎許可証
車両の変更	◎保有車両一覧表(様式第10号) ◎新規車両の車検証の写し および 自動車検査証記録事項の写し ◎新規車両の写真(1台につき前後2枚)
従事者の変更	◎従事者名簿(様式第9号)

10. 処理業の休止及び廃止

一般廃棄物処理業者は、その業の全部又は一部を休止し、あるいは廃止しようとするときは、その30日前までに事業休止(廃止)届(様式第17号)により市長に届け出なければなりません。

11. 許可証の再交付

許可証を交付された者が、許可証を紛失、毀損又は汚損したときは、直ちに許可証再交付申請書(様式第15号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けてください。また、紛失した許可証を発見したときは、直ちに返還してください。
 なお、紛失以外は許可証を添付してください。

12. 許可の取消し等

一般廃棄物処理業の許可を受けた者が「廃棄物処理法」及び同法に基づく処分又は条例に違反する行為をした場合は、営業の停止又は許可の取消しを命ずることがあります。(法第7条の3及び法第7条の4)

13. その他の事項

- (1) 指定引取場所への搬入時には、搬入にあたっての取り扱い等を遵守するとともに、施設管理者、誘導係員等の指示に従ってください。
- (2) 一般廃棄物の分別、減量化、資源化に努めてください。
- (3) 運搬等の作業時には、安全の確保に十分留意してください。
- (4) 安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確立してください。

2. 許可申請手続き

許可の申請は、「家電リサイクル法に関する所沢市一般廃棄物処理業許可方針」の条件に基づいて、手続きを行います。

特定家庭用機器廃棄物を所沢市以外から搬入しようとする場合には、排出元の自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可を必ず取得しており、なおかつ排出元の自治体から「特定家庭用機器廃棄物の運搬を行う業者」として通知をいただく必要があります。

また、所沢市内から排出される特定家庭用機器廃棄物の収集運搬については、基本的に小売店ルートで行うため、特定家庭用機器廃棄物のみを新たに扱うことができる収集運搬の許可はしませんが、新たに引越し等を扱うという場合には、現在の主たる事務所を所沢市内に置く業者等の要件が揃えば新規の収集運搬の許可をすることができます。

【1】業の区分

一般廃棄物運搬業（積替え保管を除く。）

【2】許可手続きの区分

① 新規許可

特定家庭用機器廃棄物を所沢市以外から新たに搬入しようとする場合や、所沢市内において新たに特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を始める場合のほか、個人から法人に組織を変更した場合や、吸収合併等によりある法人から別の法人に業務を承継する場合などが該当します。

② 更新許可

許可の有効期間は2年間ですので、継続したい場合には、自治体からの通知をいただいた上で、更新許可を受けなければなりません。

【3】申請書類

① 新規許可

- (1) 一般廃棄物（ ）業許可申請書（様式5）
- (2) 一般廃棄物処理業計画書（様式6）
- (3) 一般廃棄物処理業申告書（様式7）

…法人にあっては監査役を除く全役員について記入

- (4) 業務経歴書（様式8）
- (5) 従事者名簿（様式9）
- (6) 保有車両一覧表（様式10）

- (7) 車検証の写し および 自動車検査証記録事項の写し
…所沢市で使用するもののみ
- (8) 車両の写真 …1台につき斜め前方と斜め後方からの2枚
- (9) 定款・登記事項証明書 …個人は住民票
- (10) 住民票 …役員全員
- (11) 納税証明書 …直近1年分の原本を提出
(個人は市県民税、法人は法人市民税)
- (12) 他市の許可がある場合は、その許可証の写しを全部
- (13) 事業所および収集車両(所沢市で使用するもの)の保管場所の案内図

② 更新許可

新規許可申請書類と同様です。ただし、内容等の変更が無い場合、「申請書類省略願」を提出することで、車両の写真や定款、車両保管場所の案内図については省略することができます。

※ 公共機関の発行する証明書、登記事項証明書等の有効期間は3ヶ月以内となっており、申請時点で3ヶ月を超過するものについては使用できませんのでご注意ください。

【4】申請手数料

許可申請をする際には、下表の申請手数料を納入していただきます。納入方法は、納入通知書により指定金融機関に納入していただく方法ですが、詳細は担当者に確認してください。

手数料の名称	手数料の額(1件につき)
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	2,000円

3. 罰則等

許可を受けずに処理業を行ったり、無届けで諸事項の変更をした場合などには、以下の罰則が適用されます。(一般廃棄物の処理に関する事項のみ)

【5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科】

- 市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬を業として行った者
- 市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の処分を業として行った者
- 事業の範囲を変更し、その許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬処分の事業を行った一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物収集運搬業者・処分業者で、許可の取消し又は事業停止命令に違反して当該処理事業を行った者
- 名義を貸して、他人に一般廃棄物の処理を業として行わせた一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 都道府県知事の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設を設置した者
- 変更の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設の変更をした処理施設設置者
- 廃棄物を捨てた者（いわゆる「不法投棄」をした者）
- 一般廃棄物処理基準に適合しない処分に対する「措置命令」に違反した処分者等

【3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科】

- 再委託禁止規定に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託した一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物処理施設の設置許可取消し命令・改善命令・使用停止命令に違反した者
- 都道府県知事の許可を受けずに、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- 廃棄物を焼却（違法焼却）した者
- 一般廃棄物処理基準に適合しない処理に対する「改善命令」に違反した処理規準適用者

【6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- 使用前検査義務規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用した設置者
- 変更の許可を受けた後、使用前検査義務規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用した処理施設の設置者

【30万円以下の罰金】

- 帳簿備付義務規定に違反して、帳簿を備えず、規定事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 帳簿保存義務規定に違反して、帳簿を保存しなかった一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 事業の廃止又は住所等変更事項の届出をせず、又は虚偽の届出をした一般廃棄物収集運搬業者・処分業者
- 一般廃棄物処理施設の維持管理に関し、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった処理施設の設置者
- 処理施設の軽微な変更等又は廃止、休止、再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした一般廃棄物処理施設の設置者
- 一般廃棄物最終処分場において埋立処分が終了したとき、届出をせず、又は虚偽の届出をした最終処分場の設置者
- 相続により一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継し、届出をせず、又は虚偽の届出をした相続人
- 廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は処理施設の構造若しくは維持管理に関し、都道府県知事又は市町村長が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者
- 立入検査若しくは廃棄物の収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 技術管理者を置かなかった一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の設置者

4. その他

TMS関係（所沢市マネジメントシステム）

当市は、自ら定めたマネジメント方針のもと、継続的に環境への負荷を低減し、環境保全活動を推進しています。許可業者は、この趣旨を理解してこれに協力してください。

所沢市マネジメント方針（抜粋）

基本方針

所沢市は、基本理念のもと、合理的かつ効果的な市政運営を進めるとともに、環境の保全と創造に向け、次に掲げる事項を基本として行政運営を行います。

- (4) 持続可能な社会の実現に向け、積極的に自然エネルギーを導入し、エネルギーの自立を目指すとともに、「もったいないの心」を大切に、諸施策を展開します。

この環境方針に基づき、各許可業者にはTMS教育訓練を実施していただきます。また、その結果を更新許可申請時に報告していただきますので、日頃からこの環境方針を従業員に周知教育していただくようお願いします。

具体的な取り組みとしては、経済速度での車両運行やアイドリングストップなどが挙げられますが、これ以外にも環境負荷を軽減できる取り組みについては、積極的に導入してください。

様式集

様式第5号	一般廃棄物（ ）業許可申請書
様式第6号	一般廃棄物処理業計画書
様式第7号	一般廃棄物処理業申告書
様式第8号	業務経歴書
様式第9号	従事者名簿
様式第10号	保有車両一覧表
様式第15号	許可証再交付申請書
様式第17号	事業休止（廃止）届
様式第18号	許可申請事項変更届
様式第25号	一般廃棄物処理状況報告書
その他	車両写真貼付用紙 申請書類省略願

一般廃棄物（ ）業許可申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号 () -

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条第1項の規定により一般廃棄物（ ）業者として許可を受けたいので下記のとおり申請します。

記

取り扱う一般廃棄物	ごみ、し尿、浄化槽汚泥、動物死体、その他（ ）
事業の範囲	(1) 収集運搬業 (2) 中間処理（ ） (3) 最終処分
保管施設の有無	有 ・ 無
代表者の氏名	
代表者の本籍	
代表者の現住所	
事業所の所在地	

【添付書類】 法人にあつては定款の写し、登記事項証明書

一般廃棄物処理業申告書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

私は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当していませんので申告します。

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

役職名	氏 名	住 所

(表)

※法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないとは、次のことに該当しないことをいいます。

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

(裏)

従事者名簿

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

職種	氏 名		住 所	採用年月	生年月日	備考
計	事務員 人	運転手 人	作業員 人	人	人	合計 人

様式第10号

保有車両一覧表

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

番号	車両番号	車体の形状	使用者名 (主な運転手)	車 名	最大積載量	登録年月日 (使用開始年月日)	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

【添付書類】 車検証の写し および 自動車検査証記録事項の写し、車両の写真

許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第22条第2項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

記

許可番号	() 業 第 号	許可年月日	令和 年 月 日
再交付理由	紛 失 ・ 毀 損		

【添付書類】 毀損した場合には、毀損した許可証

様式第17号

事業休止（廃止）届

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第23条第2項の規定により、下記の事項を届け出ます。

記

許可番号	() 業 第 号	許可年月日	年 月 日
休止（廃止）する 取扱廃棄物の種別			
収集運搬処分の別			
休止（廃止）予定年月日			
休止（廃止）する理由			
そ の 他			

【添付書類】 許可証

許可申請事項変更届

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第16条の規定により、下記の事項を変更したいので届け出ます。

記

許可番号	() 業 第 号	許可年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日		
内 容	変更事項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変更理由			

一般廃棄物処理状況報告書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月分

(単位：k g)

廃棄物の種類						小計
収集運搬量 <small>(収集運搬業者のみ記入)</small>						
クリーンセンター 搬入量						
自己施設 での処分 量 <small>(処分業者のみ 記入)</small>	焼却量					
	その他					
	埋立量					
合 計						

車両番号

前面



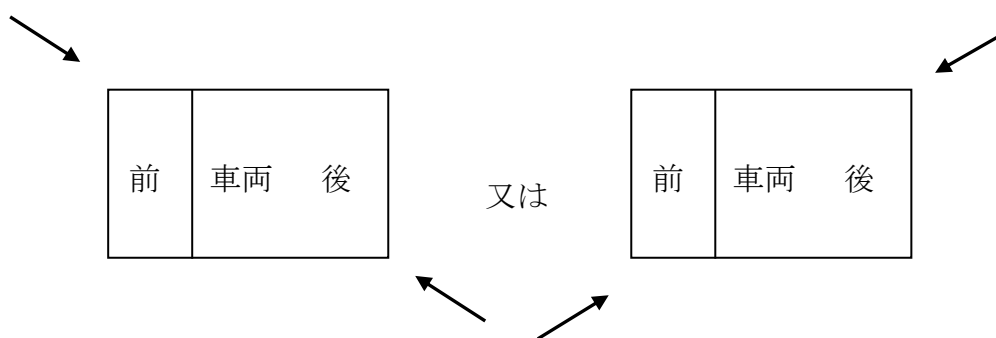
後面



※斜め前後から対角線上に写すようにしてください。

車両の写真について

1. 他人名義の車両（車検証の使用者の欄）を借りている場合は、必ず自動車使用承諾書等を添付して下さい。 ※書式は特に定めていません。
2. 写真の撮り方は、次のようにして下さい。（1台につき2枚）



- ※ 従来型(35 mmフィルム)カメラのほか、デジタルカメラでの撮影は可ですが、インスタントカメラは不可です。
- ※ 必ず斜め前後から対角線上に写し、4方向全てが分かるようにして下さい。
- ※ 車両は、一部ではなく全体が写るように、また車両ナンバー及び社名が確認できるようお願いいたします。
- ※ 写真はフルカラーのものを貼り付けてください。

申請書類省略願

年 月 日

(宛先) 所沢市長

私は、一般廃棄物（ ）業の更新許可申請をするにあたり、以下の書類を省略したく、お願いいたします。

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

《変更がないため省略する書類》

- 車両の写真
- 定款
- 車両保管場所の案内図

※ 該当する書類の□にレ印をつけてください。

記入例

様式第5号

一般廃棄物（**運 搬**）業許可申請書

____年 ____月 ____日
提出日

（宛先）所沢市長

申請者 住 所 所沢市並木1-1-1
氏 名 ○○清掃株式会社
代表取締役 所沢 太郎
電話番号 (04) 2998-XXXX

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条第1項の規定により一般廃棄物（**運搬**）業者として許可を受けたいので下記のとおり申請します。

記

取り扱う一般廃棄物	ごみ、し尿、浄化槽汚泥、動物死体、 その他 （特定家庭用） 機器廃棄物
事業の範囲	① 収集運搬業 (2) 中間処理 () (3) 最終処分
保管施設の有無	有 ・ 無
代表者の氏名	所沢 太郎
代表者の本籍	埼玉県川越市○町○丁目-○号
代表者の現住所	埼玉県狭山市○町○丁目-○号
事業所の所在地	※本社以外に事業所がある場合に記入

【添付書類】 法人にあつては定款の写し、登記事項証明書

様式第7号

※この様式は、許可を受けようとする者（法人の場合、代表者及び役員）が、法律の許可要件を満たしていることを確認するためのものです。

一般廃棄物処理業申告書

____年 ____月 ____日
提出日

(宛先) 所沢市長

私は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当していませんので申告します。

住 所 所沢市並木1-1-1
氏 名 ○○清掃㈱
代表取締役 所沢 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

役職名	氏 名	住 所
代表取締役	所沢 太郎	狭山市○町○丁目-○号
取締役	並木 次郎	入間市○町○丁目-○号

※ 法人の場合、代表者及び役員全員を記入してください。(監査役は除く)
※ 印鑑は、朱肉を使用するものにしてください。(シャチハタは使用不可)

業 務 経 歴 書

年 月 日	業 務 経 歴
昭和50年〇月〇日	(株)〇〇商事設立
昭和52年〇月〇日	所沢市一般廃棄物処理業許可取得
昭和54年〇月〇日	埼玉県産業廃棄物処理業許可取得
昭和60年〇月〇日	狭山市一般廃棄物処理業許可取得
⋮	⋮
⋮	⋮
平成5年〇月〇日	社名を(株)〇〇〇リサイクルに変更
⋮	⋮
⋮	⋮

*現在取得している他市の委託・許可状況（許可証の写しも提出してください。）

委託業（法第6条関係）

許可業（法第7条関係）

狭山市、入間市

許可証の写しを添付してください。

従 事 者 名 簿

_____年 ____月 ____日

提出日

住 所 所沢市並木1-1-1

氏 名 ○○清掃(株) 代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

職種	氏名	住所	採用年月	生年月日	備考	
運転手	○○ ○○	所沢市並木×-×××	昭和50年2月	昭和30年 ×月×日	○	
//	○○ △△	入間市△△町××-×	//	昭和27年 ×月×日	○	
//	○○ ××	飯能市△△△××-× ×	平成3年9月	昭和41年 ×月×日		
事務員	△△△ ×	所沢市○△×××-×	平成5年4月	昭和40年 ×月×日		
//	○ △△	所沢市○町×-××- ××	//	昭和51年 ×月×日		
作業員	△△ ○××	狭山市△△××-○○	昭和55年3月	昭和30年 ×月×日	○	
計	事務員 2 人	運転手 3 人	作業員 1 人	人	人	合計 6 人

所沢市内で作業に従事する職員に
○をつける。

保有車両一覧表

____年 ____月 ____日

提出日

住所 所沢市並木1-1-1

氏名 ○○清掃(株) 代表取締役 所沢太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

番号	車両番号	車体の形状	使用者名 <small>(主な運転手)</small>	車名	最大積載量	登録年月日 <small>(使用開始年月日)</small>	備考
1	所沢 800 あ×××××	塵芥車	○○○○	いすゞ	2,250 kg	平成 27 年 ○月×日	
2	所沢 88 い×××××	ダンプ	○○△△	〃	3,000 kg	平成 26 年 ○月○日	○
3	多摩 800 す××××	脱着装置付 コンテナ車	△△△△	日野	4,000kg	平成 29 年 ○月×日	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

所沢市内で使用する車両に
○をつける。

【添付書類】 車検証の写し および 自動車検査証記録事項の写し、車両の写真

一般廃棄物処理状況報告書

年 月 日
提出日

(宛先) 所沢市長

住 所 所沢市並木 1 - 1 - 1

氏 名 ○○清掃(株)

代表取締役 所沢 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

令和○年○月分

(単位：台)

廃棄物の種類	ブラウン管 テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	液晶 プラズマ テレビ	衣類 乾燥機	小計
収集台数	20 台	5 台	8 台	11 台	0 台	2 台	46 台
合 計	20 台	5 台	8 台	11 台	0 台	2 台	46 台



所沢市のイメージマスコット

トコロん

発行 平成23年12月

改訂 令和 3年 8月

編集 所沢市環境クリーン部

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9146

FAX 04-2998-9394